

米国ニューヨーク州南部地区
連邦地方裁判所

Laydon 対 みずほ銀行他

No. 12-cv-3419 (GBD)

Fund Liquidation Holdings LLC 他 対 UBS AG 他

No. 15-cv-5844 (GBD)

**集団訴訟和解案、和解案に関する 2023 年 3 月 14 日の公正公聴会、
および和解クラスメンバーの権利についての通知**

宛先: 2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで(いずれの日も含む)の期間にユーロ円ベースのデリバティブ取引を行ったすべての個人および事業体

**本通知は、連邦裁判所が承認したものです。本通知は、弁護士からの勧誘ではありません。
あなたに対して訴訟は提起されていません。**

本通知の全文を注意深くお読みください。あなたの権利が、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で係属中の上記集団訴訟により影響を受ける可能性があります。本通知は、集団訴訟の和解案に関するあなたの選択肢をお知らせするものです。ここでは、正味和解基金の分配を望む場合に必要な手順の説明も含まれています。

あなたが、以下のセクション I.C に定義される和解クラスのメンバーである顧客の代理として、2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで(いずれの日も含む)の期間にユーロ円ベースのデリバティブ取引¹を行った、仲買業者、スワップディーラー、または受託者である場合、あなたは、かかる顧客の名前および判明している最後の住所を本通知の受領後 2 週間以内に和解管理者(住所は以下のセクション VIII に記載)に提出する必要があります。和解管理者は、本通知の写しを作成し、指定された住所にて特定された各顧客に転送します。

上記の集団訴訟および和解案についての訴訟係属の本通知は、連邦民事訴訟規則第 23 条および米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(「本件裁判所」)の命令に従って送付されます。本通知の目的は、和解案、上記の集団訴訟(総称して「本件訴訟」)の係属、および本件訴訟において主張された請求権の放棄に関するあなたの権利についてお知らせすることにあります。

和解被告らは、Barclays Bank PLC、Barclays Capital Inc.、および Barclays PLC(総称して「Barclays」)、Nex International Limited(旧称:ICAP plc)および ICAP Europe Limited(総称して「ICAP」)、ならびに TP ICAP plc(旧称:Tullett Prebon plc および現称:TP ICAP Finance plc)(「Tullett Prebon」)です。和解被告らは、原告の主張を否定しており、今後も引き続き否定します。

原告は、被告が 2006 年 1 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで(いずれの日も含む)の期間(「クラス期間」)に、円 LIBOR、ユーロ円 TIBOR、およびユーロ円ベースのデリバティブ価格を操作した、および／または被告がその他の理由でこれらの操作に責任があると主張しています。

原告は、2022 年 7 月 22 日に Barclays と、2022 年 7 月 20 日に ICAP と、2022 年 7 月 20 日に Tullett Prebon と和解契約(「和解契約」)を締結しました。²和解契約に含まれる 3 つの和解内容を「和解案」と呼び、効率と便宜のため本通知で共に取り上げます。

Barclays は、自行に対する申し立てを解決するために、仮承認命令の発令から 15 営業日以内にエスクロー口座に合計し

¹「ユーロ円ベースのデリバティブ」とは、以下を意味します: (i) シカゴ・マーカンタイル取引所(「CME」)におけるユーロ円 TIBOR 先物取引、(ii) 東京金融取引所(「TFX」)、シンガポール取引所(「SGX」)、またはロンドン国際金融先物取引所(「LIFFE」)において、米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行う、ユーロ円 TIBOR 先物取引、(iii) CME における日本円通貨先物取引、(iv) 米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行う、円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR ベースの金利スワップ取引、(v) 米国人が行う、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が行う、円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR ベースの金利スワップオプション(「スワップション」)、(vi) 米国人が締結する、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が締結する、日本円通貨先渡し契約、および／または (vii) 米国人が締結する、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人が締結する、円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR ベースのフォワード・レート契約。

²和解契約は、他のいかなる被告との和解ではなく、よって、残りの被告に対する原告の主張を解決するものではありません。

て17,750,000ドルを支払うことに同意しました。³前記の支払金額に発生する金利を加算した金額が第1次和解基金を構成します。

ICAPは、自社に対する申し立てを解決するために、仮承認命令の発令から15営業日以内にエスクロー口座に合計して2,375,000ドルを支払うことに同意しました。前記の支払金額に発生する金利を加算した金額が第2次和解基金を構成します。

Tullett Prebonは、自社に対する申し立てを解決するために、仮承認命令の発令から15営業日以内にエスクロー口座に合計して2,375,000ドルを支払うことに同意しました。前記の支払金額に発生する金利を加算した金額が第3次和解基金を構成します。

第1次和解基金、第2次和解基金および第3次和解基金を総称して「和解基金」と呼びます。

公正公聴会と異議申し立ての権利。本件裁判所は、2023年3月14日に最終承認のための公聴会（「公正公聴会」）を開くことを予定しています。公正公聴会の目的は、複数ある中で特に、和解案、配分計画案、および集団訴訟代理人の弁護士費用と経費払い戻しの要求が公正、合理的、適切であるかどうかを判断することにあります。あなたが和解クラスにとどまる場合、和解案、配分計画案、集団訴訟代理人による弁護士費用と経費の要求、またはその他の点について異議を申し立てることができます。以下のセクションIII.Bをご参照ください。異議申し立てはすべて、以下に定められる指示に従って作成し、2023年2月7日の当日またはそれ以前に本件裁判所に提出する必要があります。これに反した場合、かかる異議は検討の対象外となります。以下のセクションIII.Bをご参照ください。

過去に有効な和解金請求兼権利放棄証明書を提出した和解クラスのメンバー、または本通知への応答として有効な和解金請求兼権利放棄証明書を提出する和解クラスのメンバーのみに与えられる正味和解基金への参加資格。本件裁判所による最終承認が得られた場合、和解被告らから得られる和解基金2,250万ドル(\$22,500,000)に金利を加えた金額から、本件裁判所が承認する弁護士費用、コスト、費用、税金、その他の控除額を差し引いた正味の金額（「正味和解基金」）が、有効な和解金請求兼権利放棄証明書を適切に完成して適時に返送し、かつ配分計画案の下で分配対象者としての資格を有する和解クラスのメンバーに分配されます。あなたが、2016年6月22日付クラス通知、2017年8月3日付クラス通知（2017年9月14日に改訂）、2018年3月8日付クラス通知、または2019年12月19日付クラス通知に従って、適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出した場合、**和解被告との和解に参加するために、新たに和解金請求兼権利放棄証明書を提出する必要はありません。**あなたが、被告であるR.P. Martin Holdings Limited および Martin Brokers (UK) Ltd.（総称して「R.P. Martin」）、Citigroup Inc.、Citibank, N.A.、シティバンク銀行株式会社およびシティグループ証券株式会社（総称して「Citi」）、ならびに HSBC Holdings plc および HSBC Bank plc（総称して「HSBC」）との5,800万ドルの和解に関する2016年6月22日付通知（「2016通知」）に従って、または被告であるDeutsche Bank AG および DB Group Services (UK) Ltd.（総称して「Deutsche Bank」）、JPMorgan Chase & Co.、JPMorgan Chase Bank、National Association、およびJ.P. Morgan Securities plc（総称して「JPMorgan」）との1億4,800万ドルの和解に関する2017年8月3日付通知（2017年9月14日に改訂）（「2017通知」）に従って、株式会社三菱東京UFJ銀行（「BTMU」）および三菱UFJ信託銀行株式会社（「MUTB」）との3,000万ドルの和解に関する2018年3月8日付通知（「2018通知」）に従って、または株式会社みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社（「みずほ」）、農林中央金庫（「農林中金」）、三井住友銀行株式会社（「SMBC」）との3,925万ドルの和解、および株式会社横浜銀行（「横浜銀行」）、信金中央金庫（「信金」）、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）、三井住友信託銀行株式会社（「住友」）、株式会社りそな銀行（「りそな」）との3,175万ドルの和解に関する2019年12月19日付通知（2019通知）に従って和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない場合、正味和解基金の一部を受け取る資格を得るために適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出する必要があります。これまでに、2016通知、2017通知、2018通知または2019通知に関連して和解金請求兼権利放棄証明書を提出した和解クラスのメンバーは、本通知に添付される和解金請求兼権利放棄証明書に定められる権利放棄規定の対象となり、これによって拘束されます。ただし、以下に説明するとおり、かかるメンバーが適時に自らの除外を求める有効な要求書を提出した場合は、この限りではありません。

和解案の一方または双方の和解クラスから自らを除外する権利。和解案の一方または双方からの除外を申し出る要求書を和解管理者（A.B. Data, Ltd.）の住所（セクションVIIIに記載）宛てに2023年2月7日までに消印付きで送付すれば、本件裁判所はあなたを和解クラスから除外します。セクションIII.Cをご参照ください。**除外の要求を有効とするには、2022年10月5日付の本件裁判所命令に定められる要件を守る必要があります（以下のセクションIII.Cに要約されています）。**和解クラスから自らを除外した場合、あなたは正味和解基金の分配を受ける資格を与えられません。

I. 訴訟の背景

A. 訴訟の性質

原告は、2006年1月1日から2011年6月30日まで（いずれの日も含む）の期間に、各被告が円LIBOR、ユーロ円TIBOR、およびユーロ円ベースのデリバティブ価格の操作を実行または幫助したと主張しています。申し立てによると、被告は複数の操作方

³大文字で始まる用語は、本通知で別途の定義がなされていない限り、和解契約で当該用語に与えられたものと同じ意味を持つものとします（該当する場合）。

法を用いてこれを行ったとされます。たとえば、和解被告らなどの、英国銀行協会および全国銀行協会に対して日常的に円 LIBOR および／またはユーロ円 TIBOR の申告を行うパネル銀行(「寄与銀行被告」)が、自行のユーロ円ベースのデリバティブ・ポジションで収益が出るよう、借り入れコストについて虚偽の報告をしたとされます。また、寄与銀行被告は、自行のユーロ円ベースのデリバティブ・ポジションで利益を出すために、自行に代わって虚偽の円 LIBOR およびユーロ円 TIBOR を申告するよう他の寄与銀行被告に依頼し、金融市場およびデリバティブ市場において買い手と売り手を仲介するインターディーラーブローカーを利用し、虚偽の「指標 LIBOR」を広め、ブローカーのスクリーンで虚偽の市場レートを公開し、虚偽のビッドとオファーを市場に公開することにより、円 LIBOR、ユーロ円 TIBOR、およびユーロ円ベースのデリバティブ価格を操作したとされています。

原告は、連邦反トラスト法、商品取引所法(「CEA」)、威力脅迫および腐敗組織に関する(「RICO」)法令およびコモンローを含む、さまざまな理論に基づき法的な請求をしてきました。

和解被告らは、原告の主張を一貫して積極的に否定してきました。和解被告は、いずれも自行に対してなされた申し立てに責任がないことを確信しながらも、さらなる費用、不便宜、そして長期にわたり負担がかかる訴訟による混乱を避けるために、原告と和解契約を締結し、これによってこの争訟を終わらせ、複雑な訴訟に内在するリスクを回避することにしました。

B. Laydon 訴訟および Sonterra 訴訟の経緯

2012年4月30日、原告である Laydon は、和解被告らおよびその他の被告に対する集団訴訟訴状を提出した。ECF No. 1。⁴その後、2012年12月3日、Laydon は、いくつかの銀行被告を追加して、第1次集団訴訟修正訴状を提出した。ECF No. 124。Laydon は、2013年4月15日、第2次集団訴訟修正訴状を提出した。ECF No. 150。被告は、2013年6月14日、訴え却下の申し立ておよび13通の弁論趣意書を提出した。ECF No. 204、205～206、208～14、217～218、220～221。Laydon は、2013年8月13日、被告の訴え却下の申し立てに対して異議を提出した。ECF No. 226。被告は、2013年9月27日、回答陳述書を提出した。ECF Nos. 232～243。Laydon は、2013年10月9日、それに対して回答陳述書を提出した。ECF No. 245。

2014年3月5日、本件裁判所は、被告の訴え却下の申し立てについて全日の口頭弁論を開いた。2014年3月28日、本件裁判所は、Laydon の第2次修正訴状に対する被告の訴え却下の申し立てを一部認め、一部退けた。ECF No. 270。被告は、2014年4月11日、訴え却下の申し立ての再審議を求めた。ECF No. 275、277、278、282。Laydon は、2014年5月9日、再審議の申し立てに対し異議申立書を提出した。ECF No. 290。被告は、2014年5月30日、回答陳述書を提出した。ECF No. 292、293、295、296。本件裁判所は、2014年10月20日、再審議の申し立てを退けた。ECF No. 398。

2014年4月21日、本件裁判所は、Laydon が第2次修正訴状を修正する申し立てを提出し、第3次修正訴状案を提出することを許可した。ECF No. 286。Laydon は、2014年6月17日、修正の申し立てを提出した。ECF No. 301。提案された第3次修正訴状では、原告候補として Oklahoma Police Pension & Retirement System(「OPPRS」)および Stephen P. Sullivan(「Sullivan」)を追加し、特定の被告に対して RICO 法に基づく請求および誠実かつ公正な取引に関する黙示の約款違反の請求を追加した。また、提案された第3次修正訴状では、本件裁判所が2014年3月28日付命令で指摘した、一部の答弁の不備を是正することを求めている。2014年8月15日、被告は、修正の申し立てに対し共同で異議を提出した。ECF No. 361。Laydon は、2014年9月22日、回答陳述書を提出した。ECF No. 387～388。回答の一部として、Laydon は、原告に California State Teachers' Retirement System(「CalSTRS」)を追加することも要求した。本件裁判所は、2015年3月31日の Laydon による修正申し立ての一部を認め、一部を退けた。ECF No. 448。3月31日付命令で本件裁判所は、既得権を侵すことなく、CalSTRS の参加申請を拒否し、30日以内に申請書を作り直すよう CalSTRS に命じた。CalSTRS は、2015年4月29日、参加申請書を提出した。ECF No. 460。被告は、2015年5月13日、異議申立書を提出した。ECF No. 471。CalSTRS は、2015年5月26日、答弁書を提出した。ECF No. 475。本件裁判所は、2015年10月8日、CalSTRS の参加申請を退けた。ECF No. 525。CalSTRS は、2015年11月9日、適時に上訴申し立てを提出した。ECF No. 535。2016年2月22日、CalSTRS は、参加申請拒否に対する異議申し立てのために第2巡回裁判所に上訴準備書面を提出した。California State Teachers' Retirement System 対みずほ銀行他、No. 15-3588-cv(第2巡回裁判所)。2016年5月23日、被告は、第2巡回裁判所に CalSTRS の上訴に対する異議申立書を提出した。同上。2016年6月9日、CalSTRS は第2巡回裁判所での上訴を取り下げた。同上。

2014年8月7日、当事者らが Laydon による修正許可申し立てに対する準備書面を作成する間、14社の被告は、対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下およびディスカバリ停止の申し立てを提出した。ECF No. 310、315、323、331、334、337、341、344。Laydon は、2014年8月29日、これらの訴え却下の申し立てに対する異議を提出した。ECF No. 366～370。14社の被告は、2014年9月15日、回答陳述書を提出した。ECF No. 375～379、381～384。2014年9月30日、本件裁判所は、14社の被告による対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下の申し立てについて口頭弁論を開いた。2015年3月31日、本件裁判所は、4社の被告の訴え却下の申し立てを認め、10社の被告の訴え却下の申し立てを退けた。ECF No. 446～447。後者の10社の被告は、2015年4月14日、再審議申立書を提出した。ECF No. 452。本件裁判所は、2015年7月24日、再審議の申し立てを退けた。ECF No. 490。

⁴別段の記載がなければ、すべての要録書引用は、Laydon 対みずほ銀行他、12-cv-3419 (GBD) (S.D.N.Y.)(「Laydon 訴訟」)を示します。

10社の被告は、2015年9月25日、職務執行令状申請書を提出した。「みずほ銀行について」を参照、No. 15-3014(第2巡回裁判所)。第2巡回裁判所は、2016年1月20日、職務執行令状申請を退けた。同上。

2015年4月28日、Laydonは、対人管轄権を根拠とする4社被告の訴え却下に関して、連邦民事訴訟規則第54条(b)に基づき、終局判決を登録する命令を要求した。ECF No. 457。2015年4月30日、Laydonは、提案中の原告OPPRSおよびSullivanと共に、RICO請求、州法請求、および提案中の原告OPPRSとSullivanを追加して訴状修正するというLaydonの許可申請を退けた本件裁判所の命令を直ちに審理するために、合衆国法典28編第1292条(b)に基づき中間上訴を申し立てる許可を求めた。ECF No. 461。本件裁判所は、2015年7月24日、いずれの申し立ても退けた。ECF No. 489, 491。

Laydonは、2014年6月18日、第1回被告文書提出要求を行った。2014年9月15日、当事者らがLaydonによる修正許可申し立ておよび14社の被告の対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下の申し立てについて準備書面を作成しているときに、米国司法省(「DOJ」)は、訴訟参加およびディスカバリ停止の申し立てを提出した。ECF No. 380。本件裁判所は、DOJの訴訟参加の申し立てを認め、2015年5月15日までのディスカバリ停止を命じた。ECF No. 451。被告は、2014年12月19日、Laydonの第1回被告文書提出要求に対する答弁書および異議を提出した。

2015年5月15日にディスカバリの停止が取り消されたことに伴い、Pitman下級判事は、2015年6月25日、ディスカバリに関する会議を開いた。Pitman下級判事は、日程を設定し、その日までに被告が準備書面を用意し、Laydonが他の国の中でもとりわけ日本の外国データプライバシー法に基づく被告のディスカバリへの異議に反対意見を述べるよう指示した。ECF No. 483。

その後、2015年8月6日、一部の被告は、英国および日本の外国データプライバシー法および銀行秘密法に基づき、ディスカバリへの異議申し立てを認める命令を要求した。ECF No. 495, 501。2015年9月11日、Laydonは、英国法に基づく特定の被告のディスカバリへの異議承認申し立てに対して、反対意見書(専門家の陳述を含む)を提出した。ECF No. 512~513。2015年9月11日、Laydonおよび一部の他の被告が、日本の外国データプライバシー法に基づく被告の申し立てを見送ることで合意に達したことをPitman下級判事に通知した。ECF No. 511。2016年4月29日、Pitman下級判事は、特定の被告による、英国の外国データプライバシー法および銀行秘密法に基づくディスカバリへの異議申し立てを認める命令の要求を退けた。ECF No. 596。

2015年7月24日、Sonterra Capital Master Fund, Ltd.(「Sonterra」)、および自社が担当する投資ファンドの代理としてHayman Capital Management, L.P.⁵が、被告に対する最初の訴状を提出した。Sonterra Capital Master Fund Ltd.他の譲受人および承継人としてのFund Liquidation Holdings LLC対UBS AG他、No. 15-cv-5844(GBD)(S.D.N.Y.)(Sonterra訴訟)、ECF No. 1。2015年8月5日、Sonterra訴訟は、Laydon訴訟との関係でDaniels判事に割り当てられた。2015年10月8日、本件裁判所は、既得権を侵すことなく、Sonterra訴訟とLaydon訴訟の併合を望む原告の要求を退けた。ECF No. 524。

2015年12月18日、Laydonは、第3次集団訴訟修正訴状(「TAC」)を提出した。ECF No. 547。2016年1月8日、本件裁判所は、被告によるTAC削除の申し立てを認め、2016年1月28日までに新たに提案された訴状と共に要求レターを提出するようLaydonに指示した。ECF No. 558。Laydonは、2016年1月28日、新たに提案されたTACと共に要求レターを提出した。ECF No. 564。2016年2月29日、Laydonは、TACを提出した。ECF No. 580。被告は、2016年3月11日、TAC削除の申し立てを提出した。ECF No. 582。Laydonは、2016年3月11日、異議申し立てレターを提出した。ECF No. 583。2016年3月14日、本件裁判所は、被告によるTAC削除の申し立てを退けた。ECF No. 584。2016年5月16日、被告は、TACの一部を却下する申し立てを提出した。ECF No. 621。Laydonは、2016年7月18日、異議陳述書を提出した。ECF No. 663。2016年10月25日、本件裁判所は、TACの一部を却下するという被告の申し立てについての口頭弁論を開いた。ECF No. 675。2017年3月10日、本件裁判所は、TACの一部を却下するという特定の被告の申し立てを認め、2011年1月1日から2011年6月30日までの期間に対するLaydonのCEA請求を却下した。ECF No. 749。

2016年5月16日、被告であるICAP Europe Limited、Tullett Prebon plc、およびLloyds Banking Group plcは、連邦民事訴訟規則第12条(b)(2)に基づき、対人管轄権の欠如を理由としてLaydonのTACを却下する申し立てを提出した。ECF Nos. 610, 614, 618。Laydonは、2016年7月18日、異議を提出した。ECF Nos. 664~665。2016年8月16日、3社の被告が答弁書を提出した。ECF Nos. 668, 670~671。2016年10月25日、本件裁判所は、3社の被告による訴え却下の申し立てについて口頭弁論を開いた。ECF No. 675。2017年3月10日、本件裁判所は、3社の被告による対人管轄権の欠如を理由とする訴え却下の申し立てを認めた。ECF No. 750。

2015年12月18日、Sonterra、Hayman、およびCalSTRSは、集団訴訟修正訴状を提出した。Sonterra訴訟、ECF No. 121。2016年2月1日、被告は、連邦民事訴訟規則第12条(b)(1)、第12条(b)(2)、第12条(b)(6)に従って、Sonterra訴訟の却下申し立ての裏付けとなる7通の弁論趣意書を提出した。2016年3月18日、Sonterra、Hayman、およびCalSTRSは、被告の訴え却下の申

⁵2016年3月18日、Hayman Capital Management L.P.とSonterra Capital Master Fund Ltd.は、原告としてHayman Capital Master Fund, L.P.とJapan Macro Opportunities Master Fund, L.P.を入れ替え、当事者を変更する申し立てを提出した。Sonterra訴訟、ECF No. 212。被告は、2016年3月28日、変更を承諾する回答レターを提出した。同上、ECF No. 216。本件裁判所は、2016年3月30日、この申し立てを認めた。同上、ECF No. 217。これ以降、「Hayman」は、Hayman Capital Master Fund, L.P.およびJapan Macro Opportunities Master Fund, L.P.を意味する。

し立てに対する異議申立書を提出した。ECF No. 209~211。被告は、2016年4月22日、回答となる弁論趣意書を提出した。同上、ECF No. 229、231~236。2016年5月5日、本件裁判所は、被告による Sonterra 訴訟却下の申し立てについて口頭弁論を開いた。2017年3月10日、本件裁判所は、被告である Barclays Bank plc、Barclays Capital Inc.、Barclays plc、Bank of America Corporation、Bank of America, N.A.、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、Coöperatieve Rabobank U.A. (旧称: Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B.A.)、ICAP Europe Ltd.、ICAP plc、Lloyds Bank plc、Lloyds Banking Group plc、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社、The Royal Bank of Scotland Group plc、The Royal Bank of Scotland plc、RBS Securities Inc.、RBS Securities Japan Limited、株式会社りそな銀行、信金中央金庫、Societe Generale S.A.、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社 (旧称: 住友信託銀行株式会社)、株式会社横浜銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、Tullett Prebon plc、UBS AG、UBS 証券株式会社による、Sonterra、Hayman および CalSTARS の当事者適格欠如 (第 III 条) を理由とする修正訴状却下の申し立てを認めた。同上、ECF No. 314。2017年4月3日、Sonterra、Hayman、および CalSTRS が、Sonterra 訴訟における本件裁判所の決定に対する上訴申し立て通知を適時に提出した。同上、ECF No. 317。2017年5月22日、Deutsche Bank および JPMorgan の同意に基づき、Sonterra、Hayman、および CalSTRS は、第 2 巡回裁判所が事件を本件裁判所に差し戻した場合、本件裁判所が Deutsche Bank と JPMorgan を除外する 2017年3月10日の判決を修正し、彼らの和解案の承認を考慮するという指示裁定を求める申し立てを提出した。同上、ECF No. 322~23。2017年5月24日、本件裁判所は、Deutsche Bank および JPMorgan について、彼らの和解案の承認を考慮するために両者を除外するという 2017年3月10日の判決の修正指示命令を発令した。同上、ECF No. 324。Sonterra、Hayman、および CalSTRS の申し立てにより、第 2 巡回裁判所の控訴裁判所は、Sonterra 訴訟における本件裁判所の判決に対する上訴を停止し、本件裁判所の指示裁定の手續きのために事件を差し戻した。Sonterra Capital Master Fund Ltd. 対 UBS AG を参照、17-944 (第 2 巡回裁判所) (「Sonterra 上訴」)、ECF No. 151。2018年8月16日、第 2 巡回裁判所は、上訴の停止を解除し、両当事者に改訂された準備書面作成スケジュールを遵守するよう指示する命令を発令した。ECF No. 189。2019年1月28日、両当事者は Sonterra 上訴の準備書面作成を完了した。2020年2月5日、第 2 巡回裁判所は Sonterra 上訴に関する口頭弁論を審理した。

2020年4月1日、第 2 巡回裁判所は、Sonterra 訴訟を破棄し、地方裁判所に差し戻す意見書を提出した。2020年10月9日に、被告である Bank of America Corporation、Bank of America, N.A.、Barclays Bank PLC、Barclays PLC、Coöperatieve Rabobank U.A. (旧称: Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B.A.)、ICAP Europe Ltd.、Lloyds Bank plc (旧称: Lloyds TSB Bank plc)、Lloyds Banking Group plc、Merrill Lynch International、NatWest Group plc (旧称: The Royal Bank of Scotland plc)、NatWest Markets plc (旧称: The Royal Bank of Scotland Group plc)、NatWest Markets Securities Japan Ltd. (旧称: RBS Securities Japan Limited)、NatWest Markets Securities Inc. (旧称: RBS Securities Inc.)、NEX International Limited (旧称: ICAP plc)、Société Générale S.A.、TP ICAP plc (旧称: Tullett Prebon plc)、UBS AG、および UBS Securities Japan Co. Ltd. は、事物管轄権の欠如、対人管轄権の欠如、および救済を認めることができる請求の表明を怠ったことを理由に、第 2 次修正訴状の却下を求める共同申立書を提出した。Sonterra 訴訟、ECF No. 505。2020年11月30日に、Sonterra 原告は、異議の法見解に関する陳述書である Sonterra 訴訟 ECF No. 542 を提出し、被告は 2020年12月21日に答弁書を提出した。Sonterra 訴訟、ECF No. 546、547、548。その後、本件裁判所は、2021年9月30日に、却下の申し立ての一部を認可し、一部を却下する命令を発令した。Sonterra 訴訟 ECF No. 570 (「9月30日の命令」)。Sonterra の原告および残りの被告はそれぞれ、その後、2021年10月21日に9月30日の命令の再審議を求める申し立てを提出した。Sonterra 訴訟、ECF No. 574、575、576、577、578、579。その後、両当事者は、再審議のそれぞれの申し立て (Sonterra 訴訟、ECF No. 580、581、582) に対して異議申立書を提出し、2021年12月3日にさらなる支持のために答弁書を提出した。Sonterra 訴訟、ECF No. 587、588、589。9月30日の命令の再審議の申し立ての準備書面が作成され、現在、本件裁判所で係属中である。両当事者は、現在、書面によるディスカバリの実施の初期段階にあり、秘密保持規定案および保護命令案を提出した。Sonterra 訴訟、ECF No. 596、597。

Laydon 訴訟において、被告である Barclays Bank PLC、Coöperatieve Rabobank U.A.、RBS Securities Japan Limited、Royal Bank of Scotland PLC、Société Générale S.A.、The Royal Bank of Scotland Group PLC、UBS AG、および UBS Securities Japan Co., Ltd. は、2019年9月27日の答弁に関する判決に対して、救済を認めることができる請求の表明を怠ったことを理由に、第 3 次修正訴状は却下されるべきであると主張する共同申立書を提出した。ECF No. 974。2019年12月19日、本件裁判所は、答弁に関する判決を求める申し立てについて口頭弁論を開いた。ECF No. 1010。2020年8月27日、本件裁判所は、答弁に対する判決に関して被告の共同申し立てを認める命令を発令し、原告の第 3 次修正訴状を却下した。ECF No. 1032。Laydon は、2020年10月16日に適時に上訴申し立てを提出した。ECF No. 1034。2021年2月19日、Laydon は、第 2 巡回裁判所に上訴準備書面を提出し、第 3 次修正訴状の却下に異議を唱えた。Laydon 対 みずほ銀行、20-3775 (第 2 巡回裁判所) (「Laydon 上訴」)、ECF No. 61。2021年5月21日、被告はそれぞれ、第 2 巡回裁判所において Laydon 上訴に対する答弁書を提出した。Laydon 上訴、ECF No. 105、106、108、128。第 2 巡回裁判所は 2022年5月24日に口頭弁論を開き、Laydon 上訴は現在判決を待っている。

原告は、2014年12月3日に R.P. Martin、2015年8月11日に Citi、2016年6月16日に HSBC と、合計 5,800 万ドルで和解に達した。これらの和解通知に伴い、本件裁判所は、2016年11月10日に公正公聴会を開き、同日、R.P. Martin、Citi、および HSBC の和解について最終的に承認した。ECF No. 720。2016年11月10日、R.P. Martin、Citi、および HSBC は、確定力のある決定として本件訴訟から外れた。ECF No. 721。

原告は、2017年7月21日、合計1億4,800万ドルでDeutsche Bank AGおよびJPMorganとの和解に合意した。これらの和解通知に伴い、本件裁判所は、2017年12月7日に公正公聴会を開き、同日、Deutsche BankとJPMorganの和解について最終的に承認した。ECF No. 838; Sonterra 訴訟、ECF No. 389。2017年12月7日、Deutsche BankおよびJPMorganは、確定力のある決定として本件訴訟から外れた。ECF No. 839; Sonterra 訴訟、ECF No. 390。

2018年1月23日、原告は合計3,000万ドルでBTMUおよびMUTBとの和解に合意した。原告によるこれらの和解通知の提供後、本件裁判所は、2018年7月12日に公正公聴会を開き、同日にBTMUおよびMUTBの和解について最終的に承認した。ECF No. 891; Sonterra 訴訟、ECF No. 423。また本件裁判所は、確定力のある決定として、BTMUおよびMUTBを本件訴訟から外した。BTMUおよびMUTBとの和解に基づく終局判決の登録後に、Sonterra 訴訟の上訴が再提起された。Sonterra 上訴、ECF No. 189。

Sonterra 上訴は係属中であつたが、原告は2019年8月29日にみずほ、農林中金、SMBCと、合計3,925万ドルで和解に達した。原告はその後、2019年9月5日に、横浜銀行、信金、商工中金、住友、およびりそなと、合計3,175万ドルで和解に達した。これらの和解通知に伴い、本件裁判所は、2019年12月19日に公正公聴会を開き、同日、これらの和解について最終的に承認した。ECF No. 1013, 1014。本件裁判所はまた、みずほ、農林中金、SMBC、横浜銀行、信金、商工中金、住友、およびりそなを、確定力のある決定として本件訴訟から外した。ECF No. 1015, 1016; Sonterra 訴訟、ECF No. 539。

Barclays, ICAP, および Tullett Prebon との和解を承認すると、Laydon 訴訟および Sonterra 訴訟双方の和解被告らに対して主張された全請求権が放棄されることになります。

C. 和解クラスの定義

本件裁判所は、和解を唯一の目的として、和解クラス(以下で定義)を認定しました。

和解クラスとは、2006年1月1日から2011年6月30日までの期間(「クラス期間」)にユーロ円ベースのデリバティブを購入、売却、保有、取引した、またはその他の方法で何らかの利害関係を持ったすべての個人です。ただし、代表原告がその後の修正訴状、集団申し立て、または和解においてクラスを拡大する場合、本契約で定義されたクラスは、かかる拡大と同じ範囲となるように拡大されるものとします。被告、およびいずれかの被告のすべての親会社、子会社、関連会社もしくは代理人、または被告として指名されているか否かにかかわらずすべての共謀者、ならびに米国政府は、和解クラスから除外されます。

上記の「被告、およびいずれかの被告のすべての親会社、子会社、関連会社もしくは代理人、または被告として指名されているか否かにかかわらずすべての共謀者、ならびに米国政府は、和解クラスから除外されます」という記述にかかわらず、和解案および和解クラスを唯一の目的として、投資ビークルは、被告または被告の関連会社もしくは子会社と見なされるという理由だけで、和解クラスから除外されないものとします。ただし、被告または被告の関連会社もしくは子会社と見なされる可能性のある事業体が、クラス期間中、かかる投資ビークルについて、(i)それを管理またはそれに助言していた、および(ii)直接的または間接的に、その実質的権利を保有していた範囲において、投資ビークルのその実質的権利は、和解クラスから除外されます。

II. 和解案の概要

A. 和解被告らとの和解

和解クラスを代表して、原告は2022年7月22日にBarclaysと、2022年7月20日にICAPと、2022年7月20日にTullett Prebon と和解契約を締結しました。和解案に関する以下の説明には、概要のみが含まれます。この説明および本通知は、全体として、和解契約により適格とされます。和解契約は、本通知に指定される住所の本件裁判所に提出され、和解公式ウェブサイト(www.EuroyenSettlement.com) (「和解ウェブサイト」)で入手できます。和解契約と本通知との間に矛盾がある場合は、和解契約の条項を優先するものとします。

1. 和解被告らの和解クラスへの支払い

a. 財産復帰権の否定

和解契約は、和解被告らに財産復帰権を提供しません。すなわち、どれほど多くの和解クラスのメンバーが和解金請求兼権利放棄証明書を提出しなかったとしても、あるいはメンバーからの離脱を選択したとしても、和解案が解除されず、かつ最終的に本件裁判所により承認された場合、和解金は和解被告らに一切返金されません。

b. 和解被告らが契約を解除する潜在的権利

和解契約の第21条および第23条は、特定の事由が発生した場合に和解被告らが契約を解除する権利について定めています。かかる事由それぞれに関して、すべての和解被告らは、解除の権利(和解契約で適格とされるもの)を有しますが、その独自の判断により、かかる事由が生じた場合に自身の解除権を行使する義務はありません。

c. 配分計画案

配分計画案は、和解ウェブサイト(www.EuroyenSettlement.com)で入手して確認することができます。配分計画案に記載される日次の人為的金額表は、和解ウェブサイトに掲載されます。新たに提供されるデータまたは情報に基づく日次の人為的金額表への変更(該当する場合)は、速やかに和解ウェブサイトに掲載されます。和解クラスのメンバーの方は、配分計画案に変更がないかどうかを和解ウェブサイトで確認することを強くお勧めします。

d. 本件裁判所による変更、または追加の命令

配分計画案、公正公聴会の日時や場所、その他の事項に関する本件裁判所による変更、ならびに本件裁判所による追加の命令または要求のすべては、実務的に可能な限り早急に、和解ウェブサイト(www.EuroyenSettlement.com)に掲載されます。

こうした変更について今後通知が送付されない可能性がありますので、和解ウェブサイトを参照することが重要です。

2. 和解契約に基づく、権利放棄、免責、訴訟不提起の誓約

あなたが和解クラスからの除外を適切に要求していない場合、和解案が確定した時点で以下に記載される請求権を放棄することになり、和解契約の権利放棄規定(訴訟不提起の誓約を含む)により法的に拘束されます——これは、あなたが和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない場合も同様です。

和解被告らによる支払いと引き換えに、和解クラスのメンバーは、以下で詳しく定められるとおり、Laydon 訴訟、または Sonterra 訴訟で、または同様の事実や状況に基づくその他の訴訟で請求されているか否かにかかわらず、ユーロ円ベースのデリバティブ取引から生じる被免責当事者(和解契約に定義)に対する請求権を放棄するものとします。和解の承認により、両訴訟で和解クラスによってなされたすべての請求権は放棄されます。

(A) 免責当事者は、原告代表、クラスメンバー、および/または和解クラスのメンバーによって購入、売却、保有、取引および/または実行されるユーロ円ベースのデリバティブ、または円 LIBOR もしくはユーロ円 TIBOR に価格設定、評価、決定または影響された類似金融商品に関する行為を含むがこれらに限定されない(かかる類似金融商品が米国人により取引されたか、または米国内の場所からもしくはかかる場所を通じて個人により取引された範囲において)、被免責当事者に対して本件訴訟において申し立てられている、または申し立てられていた可能性のある行為に何らかの形で関連もしくは起因して生じる、既知または未知、想定内または想定外であるか、あるいは主張の有無にかかわらず、和解クラスのメンバーのすべてまたは一部が、代表として、派生的に、もしくはその他の立場で、被免責当事者に対してかつて有していた、現在有している、今後有し得る、または有すべき、料金、コスト、ペナルティー、罰金、債務、経費、弁護士費用、金利、損害賠償(発生時期を問わない)、金銭の返還もしくはその他金銭の支払い、および何らかの責任(連帯責任を含む)についての、あらゆる種類の請求(集団訴訟、株主代表訴訟、もしくは個人的訴訟であるか、コモンローもしくはエクイティに基づくか、憲法、法律、規制、条例、契約、コモンローもしくはその他を根拠とするかにかかわらず、未知の請求、訴訟原因、交差請求、反対請求、問責、責任、要求、判決、訴訟、義務、債務、相殺、取戻権、または種類を問わずすべての責務(いかなる形で支配されていようとも)を含む)から確定的かつ永久的に、被免責当事者を免責し、訴訟不提起の誓約をします。本件訴訟において主張される上記の行為には、商品取引所法(合衆国法典第 7 編第 1 条以下参照)、またはその他の法律、規制、もしくはコモンローに基づく、申し立てられているところのユーロ円 TIBOR および/または円 LIBOR の操作、あるいは、シャーマン反トラスト法第 1 項(合衆国法典第 15 編第 1 条以下参照)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(合衆国法典第 18 編第 1961~1968 条)、およびその他連邦もしくは州の法律、規則、またはコモンローに基づくすべての請求を含むがこれらに限定されない、申し立てられているところのユーロ円 TIBOR および/または円 LIBOR に関する謀略、共謀、脅迫的行為、またはその他の不正行為が含まれますが、これらに限定されません。

(B) Barclays に関して、以下の請求は Barclays 和解によって権利放棄されないものとします。

(i) Barclays の元従業員が Barclays に雇用されていないときに行った行為のみから生じた、Barclays の元従業員に対する請求、(ii) 被免責当事者以外の本件訴訟において指名されている被告に対する請求、(iii) インターディーラーブローカーまたはその従業員もしくは代理人に対して、これらの者が他の被告またはインターディーラーブローカーの従業員もしくは代理人として雇用されていたときに、もっぱらその範囲においてなされた請求、または(iv)後に本件訴訟に追加される可能性がある、被免責当事者以外の被告に対する請求。疑義を避けるために付言すると、被免責請求には、米国外に居住する和解クラスのメンバーにより、完全に米国の国外で行われた取引のみに基づき外国法の下で生じた請求は含まれません。

ICAP に関して、以下の請求は ICAP 和解によって免責されないものとします。

(i) 被免責当事者に対する請求以外の、本件訴訟において指名されている被告に対する請求 (TP ICAP plc に対して申し立てられているすべての請求を含む)、または (ii) 被免責当事者以外の本件訴訟において後に追加される被告に対する請求。疑義を避けるために付言すると、被免責請求には、米国外に居住する和解クラスのメ

ンバーにより、完全に米国の国外で行われた取引のみに基づき外国法の下で生じた請求は含まれません。

Tullett Prebon に関して、以下の請求は Tullett Prebon 和解によって免責されないものとします。

(i) 被免責当事者に対する請求以外の、本件訴訟において指名されている被告に対する請求 (Nex International Limited (旧称: ICAP plc) および ICAP Europe Limited に対して申し立てられているすべての請求を含む)、または (ii) 被免責当事者以外の本訴訟において後に追加される被告に対する請求。疑義を避けるために付言すると、被免責請求には、米国外に居住する和解クラスのメンバーにより、完全に米国の国外で行われた取引のみに基づき外国法の下で生じた請求は含まれません。

(C) 前記の免責は包括的免責ではありませんが、当該免責は、カリフォルニア州民法典第 1542 条 (本件訴訟に適用される範囲において) の適用免除を構成します。規定は以下のとおりです。

包括的免責は、債権者または被免責当事者が免責を執行する時点でその存在を知らない、あるいは予想していない、かつ知っていれば債務者または被免責当事者との和解に大きな影響を与えていたに違いない自分に有利な請求には適用されません。

この免責は、カリフォルニア州民法典 1542 条と類似、同等、同質であるか、同じ効果を持つ、連邦、州、もしくは外国の法律、規則、規制、またはコモンローもしくはエクイティの原則のあらゆる規定、権利、および利益の適用免除も構成します。和解クラスのメンバーは、自己が本契約の主題に関して真実であると知っている、もしくは信じている事実の追加的事実、あるいはかかる事実とは異なる事実を今後発見する可能性があることと認識していることを認め、しかし、被免責請求のすべてを完全、確定的、かつ永久的に権利放棄することが自己の目的であり、かかる目的を促進するために、この免責が取消不能であり、かかる追加的事実もしくは異なる事実の発見または存在にかかわらず効力を持続することを認めます。本契約を締結し、これに同意するに際して、当事者らは、事実または法律の誤りというリスクを引き受け、免責は、事実または法律の誤りがあつたとしても、取消不能で効力を持続するものとします。

和解契約は、その中で定められる以外の請求については一切和解または譲歩しません。原告または和解クラスのメンバーが、和解契約で免責される当事者以外の個人または事業体に対して有するすべての権利は、かかる原告および和解クラスメンバーにより明確に留保されます。

III. あなたの選択肢

A. 和解契約のための和解金請求兼権利放棄証明書

あなたが 2016 通知、2017 通知、2018 通知、または 2019 通知に従って適時に有効な和解金請求兼権利放棄証明書を提出した場合、和解被告との和解に参加するために、新たに和解金請求兼権利放棄証明書を提出する必要はありません。あなたが 2016 通知、2017 通知、2018 通知、または 2019 通知に従って適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない場合、正味和解基金に参加してその分配を受けるためには、あなたが和解契約に定められる正規権利者であることを証明する有効な和解金請求兼権利放棄証明書を適時に提出する必要があります。和解金請求兼権利放棄証明書は、2023 年 4 月 28 日までに消印付きで和解管理者 (以下のセクション VIII の住所を参照) に送付する必要があります。和解金請求兼権利放棄証明書の写しを本通知に添付します。和解金請求兼権利放棄証明書は、和解ウェブサイト (www.EuroyenSettlement.com) でも入手いただけます。

これまでに、2016 通知、2017 通知、2018 通知、または 2019 通知に関連して和解金請求兼権利放棄証明書を提出した和解クラスのメンバーは、本通知に添付される和解金請求兼権利放棄証明書に定められる権利放棄規定の対象となり、またこれによって拘束されます。2016 通知、2017 通知、2018 通知、または 2019 通知に従って適時に和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない、または指定された方法で期日までに和解金請求兼権利放棄証明書を提出していない和解クラスのメンバーは、正味和解基金からの支払いを受け取ることができません (和解クラスの当該メンバーにより時期を逃して提出された和解金請求兼権利放棄証明書が本件裁判所命令により承認された場合は例外とします) が、他のすべての点において、和解契約の条件および和解クラスの請求について下される終局判決により拘束されます。

B. 和解案への異議

和解クラスのメンバーは、自身または弁護士が公正公聴会に出廷して、本件裁判所が許可する限りにおいて、和解案または関連事項 (弁護士費用の要求または配分計画案、その他を含む) の公正性、合理性、および適切性について、賛成または反対意見を審理にかけることができます。

しかし、和解契約に反対する個人は、審理対象とはされず、かかる個人またはその代理人により提出される文書または趣意書も本件裁判所により受理または考慮されないものとします。ただし、2023 年 2 月 7 日以前に、かかる個人が異議陳述書または訴訟参加の申し立てを、かかる異議または参加申し立ての具体的な法的および事実的根拠 (かかる和解クラスの反対メンバーが本件裁判所に注意喚起したいすべての立証書類および自身の異議もしくは申し立てを裏付けるために示したいすべての証拠を含む) と共に本件裁判所に提出した (および同じ文書にかかる提出日からそれ以前に、下記の集団訴訟代理人ならびに和解被告らの登録弁護士に手渡しするか翌日配達郵便で送達した) 場合は例外とします。このような提出物には、次の事項を記載する必要があります: (i) 事件名および

事件番号により本件訴訟を示す表題、(ii)それぞれの異議または参加申し立ての論旨に関する具体的な法的および事実に基づく陳述(かかる異議が異議を申し立てる個人のみ、和解クラスの一部、または和解クラス全体に適用されるかどうかを含む)、(iii)異議または参加を申し立てる個人または事業体が(本人が直接または弁護士を通じて)公正公聴会に出廷するかどうかの陳述、弁護士を通じての出廷の場合は、弁護士の氏名、住所、電話番号の記述、(iv)異議を唱える個人または事業体が公正公聴会で提示するすべての証拠に関する説明(証人の氏名、住所、および予想される証言内容を含むが、これらに限定されない)、公正公聴会で提示する予定の提出物すべて、および異議を唱える個人の和解クラスにおけるメンバー資格の証書、(v)和解クラスの定義に該当する和解クラスのメンバーにより行われたユーロ円ベースのデリバティブ取引の説明(各取引について、ブローカーの名称、取引日、取引の種類(指示を含む)、相手方(該当する場合)、取引が行われた取引所(該当する場合)、取引識別番号、レート、取引の想定元本を含む)、および(vi)反対者または申立人またはこれらの弁護士が過去 5 年間に反対者もしくは反対者の弁護士として出廷した他の事件のリスト。有効な除外要求を適時に提出した個人は、和解クラスのメンバーとは見なされず、異議を申し立てる権利を有しません。すべての異議申立書には、和解クラスのメンバー(または法的に権限を与えられたその代表者)による署名が必要です(弁護士が和解クラスのメンバーを代理する場合も同様)。

Vincent Briganti LOWEY DANNENBERG, P.C. 44 South Broadway, Suite 1100 White Plains, NY 10601-2310	Matthew J. Porpora SULLIVAN & CROMWELL LLP 125 Broad Street New York, NY 10004	Shari A. Brandt PERKINS COIE LLP 1155 Avenue of the Americas, 22 nd Floor New York, NY 10036
集団訴訟代理人	Barclays の弁護士	ICAP および Tullett Prebon の弁護士

C. 和解契約の和解クラスからの除外要求

和解契約の和解クラスから自らを除外するには、以下の内容を明確に記載した要求書を提出する必要があります。(i) 和解クラスのメンバーの氏名、住所および電話番号、(ii) 除外を要求する和解クラスのメンバーのすべての商号または通称のリスト、(iii) 本件訴訟の名称(「*Laydon 対 みずほ銀行他*, 12-cv-3419 (GBD) (S.D.N.Y.)」)、および *Sonterra Capital Master Fund Ltd. 他 対 UBS AG 他*, No. 15-cv-5844 (GBD) (S.D.N.Y.)」(iv) 当該個人が和解クラスのメンバーであることを証する陳述書、(v) 和解クラスの定義に当てはまる和解クラスのメンバーにより行われたユーロ円ベースのデリバティブ取引の説明(各取引について、ブローカーの名称、取引日、取引の種類(指示を含む)、相手方(該当する場合)、取引が行われた取引所(該当する場合)、取引識別番号、レート、取引の想定元本を含む)、(vi) 「私/当社は、ここに、私/当社が和解クラスから除外されることを要求します」と記載した陳述書、ならびに(vii) 当該個人が 1 つ以上の和解に関連する和解クラスからの除外を要求していることを明記した陳述書。すべての要求書には、和解クラスのメンバー(または法的に権限を与えられたその代表者)による署名が必要です(弁護士が和解クラスのメンバーを代理する場合も同様)。

和解契約の和解クラスからの除外要求は、米国のファーストクラス郵便(できれば配達証明便)で(または、米国外から送付する場合は、郵送の日から 5 日以内の配達を保証するサービスを使用して)、和解管理者(セクション VIII の住所を参照)に送付する必要があります。除外要求は、2023 年 2 月 7 日までに消印付きで送付しなければなりません。

和解契約の和解クラスから自らを除外した場合、あなたは和解契約により拘束されることはなく、和解被告らに対してあなたが有する請求権を自己の費用負担で独自に追求することができます。希望があれば、弁護士を通じて出廷することもできます。ただし、和解契約から自らを除外した場合、あなたは正味和解基金の分配を受ける資格を与えられません。さらに、和解クラスから自らを除外した場合、あなたは和解案に異議を唱える、または公正公聴会に出廷する資格を与えられません。

IV. 和解金請求兼権利放棄証明書

請求の方法と時期についての指示が記載された和解金請求兼権利放棄証明書が、本通知に含まれています。和解金請求兼権利放棄証明書は、和解ウェブサイト(www.EuroyenSettlement.com)で入手するか、和解管理者に電話(フリーダイヤル 1-866-217-4453)により和解金請求兼権利放棄証明の郵送を要請することもできます。和解金請求兼権利放棄証明書を提出する、またはその他の行動を起こす前に、和解契約を読み、和解金請求兼権利放棄証明書を熟読することをお勧めします。

V. 弁護士費用および経費

和解クラスのメンバーが個人的に弁護士費用や経費の支払いに責任を負うことはありません。およそ 7 年間、完全に成功報酬ベースで訴訟を遂行する、集団訴訟代理人の時間およびリスクの対価として、集団訴訟代理人は、一般基金として和解基金の 20% または 450 万ドルを超えない弁護士費用、および 25 万ドルを超えない払い戻し対象外の訴訟コストと経費を認めること、また、集団訴訟代理人のコストと経費の払い戻しを目的とする訴訟基金に 50 万ドルを上限とする金額を補充することを本件裁判所に要求します。これらの金額はすべて和解基金から差し引かれます。加えて、集団訴訟代理人は、和解クラスの適格メンバーへの分配金の申請時に、公

正公聴会の期日後、和解契約の管理に関連して提供したサービスに対する弁護士費用および負担した経費の払い戻しについて和解基金からの支払いを申請することができます。原告は、本件訴訟に費やした時間に対する自らの費用および報酬の弁済として、和解基金からの支払いを求めることが適切かどうかを検討しています。原告は、要請された場合、裁定額が合計 45 万ドルを超えないことに同意しています。かかる金額は、サービス裁定額を構成します。

VI. 公正公聴会と異議申し立ての権利

本件裁判所は、2023年3月14日午前10時に、United States Courthouse, 500 Pearl Street, New York, New York, Courtroom 11A にて公正公聴会を予定しています。公正公聴会において、本件裁判所は、特に、提案されている和解案が公正、合理的、適切であるかどうかを判断します。本件裁判所はまた、集団訴訟代理人の弁護士費用と訴訟経費の払い戻し要求、サービス裁定額に対する原告の要求について検討します。

公正公聴会の日時は、追加の通知なく、随時継続されることがありますので、出席を希望する場合には、日程と場所を確認するようお勧めします。予定日時の変更後、可能な限り速やかに、かかる変更は和解ウェブサイトに掲載されます。

あなたが和解クラスのメンバーであれば、自ら直接、または正式に授権された弁護士を通じて公式公聴会に出廷し、和解案または他の申請が承認されるべきか否かの正当な理由を示す権利があります。ただし、出廷を希望する場合、あなたは陳述書ならびに本件裁判所に検討を望むその他の資料を提出する必要があります(上記のセクション III.B を参照)。この陳述書は、2023年2月7日までに(上記の住所にて)本件裁判所が受理しなければ、検討対象から除外されます。かかる資料は、手渡しするか翌日配達郵便で、集団訴訟代理人および和解被告らの登録弁護士(住所はセクション III.B に記載)にも送達される必要があり、これをしないと考慮の対象から除外されます。

VII. 住所の変更

あなたが郵送ラベルに表示される以外の住所でこの通知を受け取った場合、またはあなたの住所に変更があった場合、www.EuroyenSettlement.com にアクセスして最新の住所をオンラインで入力するか、以下のセクション VIII に指定される住所の和解管理者に最新の住所を送付してください。

VIII. 和解管理者

本件裁判所は、和解管理者として A.B. Data, Ltd. を任命しました。和解管理者は、特に、和解案の通知を和解クラスに提供し、和解金請求兼権利放棄証明書を処理する責任を有します。あなたは、和解ウェブサイトを通じて、電話(フリーダイヤル 1-866-217-4453)で、または以下の住所の和解管理者に書状を出すことによって、和解管理者に連絡を取ることができます。

Euroyen Settlement
c/o A.B. Data, Ltd.
P.O. Box 170500
Milwaukee, WI 53217

IX. 追加情報

本件訴訟に関する和解契約およびその他の重要文書は、www.EuroyenSettlement.com にてオンラインで入手できます。また、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(500 Pearl Street, New York, New York 10007-1312)の裁判所書記官事務所で通常の業務時間内に閲覧することもできます。本通知、登録手続き、または和解契約についてご質問があれば、セクション III.B に記載される住所の集団訴訟代理人に問い合わせることができます。

本通知に関して、地方裁判所または書記官事務所に問い合わせをしないでください。

日付: 2022年10月5日

本件裁判所の命令により
米国ニューヨーク州南部地区
連邦地方裁判所書記官